



社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～18時



朝晩の気温が気持ちよくなった気がしますね、日中はまだまだ暑い日が続きますね。

休みの日を中心にランニングをしていますが、お奨めのランニングタイムは、夏は夕暮れ時です。朝は意外と早い時間から太陽が照ってじりじり暑くなりますが、夕暮れ時はときどきす〜と風が通ることがあって気持ちよいのです。特に、浜辺沿いを走っているときは、太陽が落ちていき、海面がきらきら輝き…その美しさと浜風、浪の音に、いつまでもこのまま走っていたいな〜と最高のリラックスタイムです。



しぐさで見抜く相手のホンネ



人との関わり方が繊細になってきている現代では、会ったときにいかに短い時間で相手の本心をつかみとれるかが、良好な人間関係を築くためにとても重要です。参考にしてみてください(^.^) (扶桑社文庫、匠 栄一監修から抜粋)

自然か作り笑いを見分けるには？

心底愉快に感じて笑うのと、「笑わなくては」と無理して微笑みを作るのとでは、その意味からして全く違うものになります。一般に作り笑いをする人は心に何か隠し事をしていると言われますが、その理由は、微笑みは相手から自分を守るための一手段考えられるからです。また、微笑みは自分の心をなんとかリラックスさせようという目的で使われる手段でもあります。あえて微笑もうとして微笑むと、どこか不自然でぎこちない感じになってしまいますが、口を横に広げて笑おうとしているのに、目が全く笑っていない場合、あるいは目と口が同時に笑っている場合です。本当に愉快的な場合は、口元が自然とほころび、続いて目が笑うものだそうです。

★これで完璧！ 9月の事務



☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

8月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、9月10日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

8月分の社会保険料・児童手当拠出金を 9月30日までに納付。

☆7月決算法人の確定申告と納税☆

7月決算法人の確定申告と納税、1月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 9月中の決算応答日までです。



社会保険 標準報酬月額の設定と厚生年金保険料額の変更

●厚生年金保険料率に変更になります。

(現在) 164.12/1,000

⇒ (9月分より) 167.66/1,000【労使で折半】

●標準報酬月額も新しくなります。

7月に提出した算定基礎届により、健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額が新しく設定されます。

給与計算では、9月分の保険料【原則として10月に支払う給与】から変更しません。

パート・アルバイト雇用の誤解

経済の流動化に合わせて企業も身軽でありたい、と経営者なら誰でも考えることです。パート・アルバイトは果たして人件費として安く、雇用の流動化にも対応できるのでしょうか？

【誤解その1】パート・アルバイトは社会保険に入れなくて構わない。

パート・アルバイトでも、要件を満たせば社会保険に加入させなくてはなりません。保険によってその要件が異なります。

- ・労災保険→すべてのパート・アルバイト。たった1日のみのアルバイトであっても加入。（ただし個別手続きは不要。）
- ・雇用保険→30日以上雇用の見込みがあり、週20時間以上勤務する場合は加入。
- ・健康保険・厚生年金保険→雇用期間が2ヶ月を超える場合で、労働時間・労働日数が正社員の4分の3以上である場合（週30時間以上が目安）は加入。

【誤解その2】安い給与ですむ。

仕事の内容やその他の条件に差があれば構いませんが、正社員と全く同じ仕事の内容・勤務時間等であれば、給与に差を付けることは不合理と判断されることがあります。給与額の差をきちんと説明することはできますか？パート・アルバイトという理由だけで、安い給与というのは問題があります。

【誤解その3】パート・アルバイトには有給休暇はない。

とんでもないです。パート・アルバイトにも有給休暇は付与しなければなりません。ただし、勤務日数に応じて付与日数は正社員より少なくても構わない場合があります。

【誤解その4】パート・アルバイトなら、簡単に解雇ができる。

法律は、正社員もパート・アルバイトも何ら区別をしていません。合理的かつ社会通念上相当と認められない場合は解雇が無効となりますが、これは正社員だけではなく、パート・アルバイトであっても同じです。

ひとたび人を雇えば、正社員もパート・アルバイトも同じように慎重に扱わなければなりません。それでも、正社員より安い人件費として、流動的に使えるはず…。そのように使いたいのなら、そのように普段から準備し、正しく差をつけて処遇していく必要があります。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

